



あんど



安堵町の偉人：^{きんぞう}今村勤三氏も尽力した大和路線
(町絵画展出展作品・中野智哉氏画)

平成29年 第3回9月定例会

審議案件、平成 28 年度決算審査	2・3
一般質問 (5名の議員が一般質問を行いました)	4・5・6・7・8
常任委員会報告	5・6

平成29年度 第3回 9月定例会

第3回定例会を9月4日から15日までの12日間で開催しました。

専決処分、人事案件、条例改正、補正予算、平成28年度決算など22件が審議され、承認、同意、可決及び認定しました。一般質問には、5名が当面する町政課題について答弁を求めました。

審議案件

《町長提案》

専決処分〈補正予算〉

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第2号)について

〔満場一致 承認〕
補正額 20万円

・歳入歳出総額 33億4364万1千円

①西和衛生試験センターの精算金
②消防団員退職に伴う退職報償金

人事案件

○安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

〔満場一致 同意〕

・**秀覚 氏**を任命することについて同意

条例改正

○安堵町営住宅管理条例の一部を改正する条例について〔満場一致 可決〕

公営住宅法の改正に関し必要な政省令の整備のため、安堵町営住宅管理条例の引用条文に変更があったため
施行日：公布の日から

補正予算

○平成29年度安堵町一般会計補正予算(補正第3号)について

〔満場一致 承認〕
補正額 400万5千円

・総額 33億4764万6千円

主な補正内容

①共同浴場「日新湯」の給湯器の修繕
②安堵中学校大規模改造工事の設計変更による追加工事

○平成29年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定) 補正予算(補正第1号)について

〔満場一致 承認〕
補正額 337万8千円

・総額 7億6927万8千円

平成28年度決算において国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の実績精算で、超過交付となった負担金及び交付金を返還するため

その他

○トーク安堵カルチャーセンター拠点整備工事の請負契約の締結について

〔満場一致 可決〕
契約の方法：指名競争入札
契約の金額：5940万円
契約の相手方：不二熟字工業株式会社
奈良支店

平成28年度決算

○平成28年度西和衛生試験センター 組合一般会計歳入歳出決算の認定について

〔満場一致 認定〕
歳入総額 1億3637万7047円
歳出総額 8722万8136円
実質収支額 4914万8911円

一般会計決算審査特別委員会 委員長報告

委員長 岡田 裕明

9月6日に一般会計決算審査特別委員会を開催し、慎重に審査した結果、本委員会は、平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算は、原案通り認定すべきものと決定した。

○平成28年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定

〔満場一致 認定〕
歳入総額 36億736万8861円
歳出総額 31億6553万3956円
実質収支額 4億2897万2905円

特別会計等決算審査特別委員会 委員長報告

委員長 福井 保夫

9月7日に特別会計等決算審査特別委員会を開催し、慎重に審査した結果、本委員会は、平成28年度5特別会計及び1事業会計歳入歳出決算等は、原案通り可決、認定すべきものと決定した。

○平成28年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

・歳入総額 10億8151万8823円
・歳出総額 11億7510万7665円
・実質収支額 △9358万8842円

○平成28年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定

・歳入総額 283万9900円
・歳出総額 2706万9542円
・実質収支額 △2423万8552円

○平成28年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

・歳入総額 2億5067万1984円
・歳出総額 2億5067万1984円
・実質収支額 0円

○平成28年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定) 歳入歳出決算の認定

・歳入総額 6億4233万5652円
・歳出総額 6億2738万9123円

・実質収支額 1494万6529円
 ○平成28年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

・歳入総額 8665万2617円
 ・歳出総額 8660万5717円
 ・実質収支額 4万6900円
 ※以上特別会計について

〔満場一致 可決・認定〕

○平成28年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

〔満場一致 認定〕
 ・剰余金処分額 1820万円

収益的収入・支出

・水道事業収益 1億6774万8556円
 ・水道事業費用 1億6376万3904円
 ・収支差引額 398万4664円

資本的収入・支出

・資本的収入 1239万600円
 ・資本的支出 6508万5131円
 ・収支差引額 △5269万4531円

※記号説明 △…赤字

報告

○平成28年度決算における健全化判断比率報告書について

○平成28年度決算における資金不足比率報告書について

○平成28年度安堵町土地開発公社決算の報告について

監査委員報告

平成28年度決算審査報告

監査委員（議会選出） 中本 幸一

松隈 勉代表監査委員とともに
 地方自治法第233条第2項の規定
 により審査した結果を報告します。

〔審査の対象〕

○一般会計

○国民健康保険特別会計

○住宅新築資金等貸付事業特別会計

○下水道事業特別会計

○介護保険特別会計（保険事業勘定）

○後期高齢者医療特別会計

〔審査の対象〕

平成29年7月4日、24日、26日

〔監査委員意見〕

平成28年度も、各部署で財政基盤の健全化に向けた積極的な取り組みがなされ、全体的に良好と認められた。

安堵町第4次総合計画に掲げるまちづくりが着々と進展されているところであり、当年度においても地方創生事業として、子育て支援事業、観光振興事業などの充実を図る重点施策に取り組まれた。住民の住みやすさを拡大する施策が更に期待される。平成29年度以降、後期基本計画に則って更に総合的な施策を展開されたい。

徴税徴収率については毎年上昇し、大変良好であり、徴税対策室の努力が評価される。今後も、税・料負担の公正・公平性の観点から、引き続き、滞納者対策の取り組みに努められたい。

また、「安堵町公共施設等総合管理計画」が策定された。今後は、この計画に基づき、費用対効果の検討も加えながら町公共施設全体の合理的な長寿命化を推進されたい。

〔審査の対象〕

○水道事業会計決算

〔審査の期間〕

平成29年7月25日

〔監査委員意見〕

平成28年度は、事業収益は前年度に比べて1.05%減少したが、減価償却費等の減少及び施設の維持管理にかかる経費節減努力の結果、前年度より多く純利益を計上し、黒字決算となった。しかし、給水人口の減少化により、今後の事業収益の向上は見込めない状況である。また、水道施設等の現状に鑑み、今後は施設整備事業にかかる多額の投資が必要になると考えられる。

こうした厳しい状況下にあつて、中長期的視点に立った計画的な経営を図っていただきたい。

《議員発議》

核兵器廃絶を求める決議

提案者 田中 幹男

賛成者 森田 瞳

賛成者 増井 敬史

核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆経験国である日本はもとより、人類共通の願いである。

しかしながら、今なお一万余千発の核兵器が現存するとされ、核実験を実施している国もあることから、人類は大きな脅威にさらされ続けている。また、民族、宗教、経済的利益の対立などにより、世界各地で武力行使が行われており、核兵器の拡散も懸念されている。

こうした中で広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道的残虐性を告発してきた日本の市民運動が大きな役割をはたし、核兵器廃絶を求める世論は世界を動かしている。

そこで、平成5年に非核平和都市宣言をおこなった安堵町議会としても、全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現を目指すため、核兵器廃絶を関係諸国に対し強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年9月15日

安堵町議会

増井敬史 議員



Q. ふるさと納税の返礼品の充実による促進策について

A. 返礼品の商品開発と拡充を検討しています。

問 平成28年度のふるさと納税の結果が発表されました。安堵町は、平成26年度22万円、平成27年度17万円、平成28年度5件の50万円でした。奈良県の39市町村の中で、最下位クラスです。ふるさと納税の取り組みについて伺います。

答 総合政策課長 平成28年度の奈良県の市町村の中では、納税額順位で35位となっています。

他の市町村のふるさと納税額が増えている要因は、返礼品の充実に加え、民間業者の運営している「ふるさと納税サイト」です。

返礼品の充実、特に食品関係の特産物を提供することが急激な伸びを生んでいると推測しています。

本町では、平成20年の制度開始以来総額192万円を特定の方から頂戴していることから、本町での寄附の特徴は、返礼品目的よりも本来の趣旨であるふるさとを応援したいという気持ちの方が非常に強い方からの寄附を頂戴している傾向にあると考えています。

一方、返礼品を設定せず、事業の目的に賛同いただき、

その事業に対して寄附を募る方法で、従来のふるさと納税額よりも5倍10倍と多くの寄附を受けている自治体もあることから、安堵町としても最適な事業を検討し、町の知名度アップを図りながら、より多くの方から寄附を頂けるよう取り組みていきます。

増井 北海道の上士幌町では、ふるさと納税の使用料10年間完全無料化「幼児の異文化交流の為に外国語指導講師の配置」「児童公園を設置」等の子育て少子化対策に重点活用する施策を実施されました。その結果、その趣旨に賛同して全国から平成28年度には、21億円余りのふるさと納税を集められ、近隣の町や北海道内から子育て世帯の移住者が増え、減少していた人口も平成28年から増加に転じています。

安堵町も、返礼品の充実を図るとともに、ふるさと納税の制度を活用して、商業の活性化や子育て支援等のアイデアを出していただき、税収増を図るようお願いいたします。

Q. 豪雨災害及び震災発生時のため池の堤の決壊対策について

A. 残る1箇所笠目の佃池の改修工事は地元水利組合と協議して進めていきます。

問 豪雨災害及び大震災発生時にはため池の堤が決壊し、一気にため池の水が流出する浸水被害対策について伺います。

答 産業建設課長 平成25年度に「ため池防災対策等推進事業」で町内11箇所のため池の一斉点検を実施し、その結果は、水利組合長に報告済みです。一定以上の水がため池に流入すると、余分な水が排水される構造になっており、それ以上水位が上がらない仕組みになっています。豪雨による決壊について、緊急に整備が必要ため池は有りませんでした。

また、震災による決壊の危険性は、整備の優先度が高い危険判定が3箇所ありましたが、その内2箇所は他の事業との同時施工により改修済みです。残り1箇所笠目の佃池は、改修整備ができるまでは、ため池の貯水量を半分にする等、管理

に十分な注意をするよう水利組合にお願いしています。農業用ため池の改修工事は、今後地元水利組合と協議しながら進めていきます。

問 もし決壊した場合の被害の規模と減災対策を教えてください。

答 笠目の佃池の貯水量は、24000m³で、常時半分程度で管理していただいていますので、決壊時流出水量は12000m³以下であると考えています。佃池は南側の堤が最も弱く、その下流域は水田が広がっており、人家等がほぼ無い地域です。

減災対策は、常時半分程度の貯水量でお願いいたします。改修工事は、国・県・町と水利組合の応分の負担により施工しますので、地元水利組合と協議して進めていきます。

【その他の質問】

「橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況について」
「農業振興地域整備計画の見直しによる企業誘致計画について」
「認知症予防の取り組みの強化について」

福井保夫 議員



Q. 地域見守り活動について

A. JA・近隣の金融機関等と連携していきます。

問 他の市町では事業所と地域見守り活動に関する協定を締結していますが、安堵町ではどうですか伺います。

答 健康福祉課長 独居高齢者が安心して地域で生活を続けていくためには、地域見守り活動の推進は重要です。安堵町地域包括支援センターや民生児童委員、安寿会等が独居高齢者への訪問を行っており、積極的に自治会や安寿会の活動、地域のサロン等に参加してもらうことで近所の方との繋がりをさらに深めてもらうよう支援しています。高齢者への見守りについては、事業所等と協定を締結する方法は有効な手段と認識していますが、単体の効果よりも住民同士の繋がりで支えあえるネットワークが有効であるともいわれています。当町としては、小さい町であることから、日常的にさりげなく声をかけ、見守る、向こう三軒両隣の見守り活動を推進することで地域の支えあえるネットワークの構築を進めてきま

した。また、町内や近隣にある金融機関等に日常業務の範囲において、必要時には地域包括支援センター等、関係機関との連携を依頼し、さらに、奈良県農業協同組合とは協定を結ぶべく準備をしています。今後も住民の方と協働で、向こう三軒両隣の見守り活動の浸透に取り組んでいきます。

福井 以前、自治会長をしていましたが、新興住宅では、向こう三軒両隣からの情報だけでは、あてにならないところがあります。また、金融機関の外回りの行員、職員の人たちにしても協定を結んでいけば通報もするでしょうが、結んでなければ、「まあいっか」と通り過ぎることもあります。ヤクルト・ヨシケイの配達員の方々に呼びかけ、あらゆる手段で万全を期すべきです。高齢者の方々を守りましょう。

【その他の質問】

「安堵中央公園トイレについて」

「ヒアリ・マダニ対策について」

総務産業建設常任委員会

委員長報告 増井 敬史

8月2日 開催

①老朽化した水道管の更新計画について
安堵町内の耐用年数を超えている水道管は24・57%あり、石綿管が現在も残っている問題について審議し、更新工事について、最優先の予算措置を要望した。

②笠目地区の下水道工事の進捗状況について
笠目の弋鳥橋から斑鳩町に行くメイン道路から北側の地区は、河川法に基づく占用許可と水道敷き沿いの借地交渉の必要がある。斑鳩町の流域下水道地域である新家地区及び桃源住宅は、同町の下水道整備計画が平成29年度に策定され、平成30年度の施工範囲にあることを確認し、平成31年度には工事施工ができるよう強く要望した。

③窪田地区の遊水地整備事業今後の課題について
国土交通省の直轄事業の大和川水系総合治水対策遊水地事業窪田地区遊水地整備事業の進捗状況について説明を受けた。遊水地内面の利用方法等について、検討をしていく必要がある。また、「大阪府花園多目的遊水地」の視察について提案することに決定した。

9月8日 開催

①笠目地区の下水道整備事業について
安堵町と斑鳩町の下水道工事計画について、確実に進捗されることを確認した。

②安堵町都市計画道路の延線について
平成7年当時の斑鳩町都市計画図に破線で示されていた県道大和郡山広陵線(安堵南北線)の延線が、平成14年の斑鳩町都市計画図では記載されていなかった。
これは、県が策定した県道の整備計画における一般道路であり、斑鳩町における都市計画道路ではないため、という理由である。

今後、安堵町として早期に国道25号線に接続されるよう奈良県・斑鳩町他関係機関に働きかけ、実現化を目指すとの回答を得た。

③「安堵町文化交流館(仮称)建設にかかる要望書」の取扱いについて
安堵町商工会から届いた当要望書は、町長にも提出され、町としての現在の考えについて説明を受けた。「企業等の誘致や文化観光の振興を図る」とは大切な施策であると認識しており、まずは財源の確保に傾注しながら諸問題を解決していく」と、前向きな答弁を得た。

島田正芳 議員



Q. 夏休みの工作クラブの活動について

A. 定員や回数などを工夫しながら検討します。

問 今回、夏休み工作クラブのことで質問します。40名の先着順ということになっていました。

他にも複数の児童が参加したいと言った声がありました。

もう一クラス作って、子どもたちに楽しい夏休みに出来なかつたのでしょうか？

答 **教育次長** ご質問の夏休み工作クラブについてですが、本年8月17日に開催しました。募集につきましては、定員40名で、原則小学生を対象に募集し、先着順とさせていただきます。この定員人数についてですが、平成26年度までは定員30名で実施しましたが、受講希望者が徐々に増えてきましたことから、27年度から定員40名に増やして対応してまいりました。

今年度は7月号広報で周知し、また、6月28日頃には安堵小学校を通じて、児童にチラシを配付しました。その他、町のホームページの掲載とともに役場、トーク安堵カルチャーセンター、図書室などにもチラシを置いて事業

のPRに努めたところで、その後7月1日から申し込み受付を開始しましたところ、7月12日には定員いっぱいになり、その時点で申し込みの受付を締め切りさせていただきました。

今年度は例年よりも早く定員いっぱいになり、その後数件の申し込み希望や問い合わせに対しまして、お断り申し上げたという状況です。講師の確保などの問題もありまして、ご指摘いただいているようにもう一クラス追加するというような対応ができなかったために、締め切り後の数件の希望につきましてはお断りせざるを得ないという状況になってしまいました。ここ数年の受付状況を見ますと定員に満たない年もあり、また定員いっぱいになった年も8月上旬になってやっと定員が埋まるというような状況もありました。そういった状況から、この工作クラブが今年度は早く定員いっぱいになったということ、夏休みのイベントとして子どもたちに定着してきていると考えられ、大変喜ばしいことであるというふうに感じています。

しかし、一方で定員がいっぱいになったために申し込みをお断りしている状況もあります。講師の確保あるいは部屋のキャパシティの課題などもありますが、今後、定員や回数などの工夫を検討してまいりたいと考えています。

島田 講師の確保や部屋の広さなど、諸般の事情があると思われませんが、子どもたちが楽しい夏休みを工作クラブに来てよかったと思えるように、今後は出来るだけ希望者全員が受講できるように、今後の出来を考慮してまいります。

これで、私の質問を終わります。



文教厚生常任委員会

委員長報告 田中 幹男

①学力学習状況調査及び体力テストの結果について

平成29年度の調査の結果について、報告を受けた。

安堵小学校6年生の結果は、ほとんどが県・全国平均値を超えた。また安堵中学校3年生の結果も上昇し、学力状況が向上したことがわかる。今回の結果から、学校現場の努力を評価できる。学力向上には体力も必要であり、食育が特に重要である。授業を受ける姿勢に繋がる体力づくりの取り組みについても、今後検討することを確認した。

②就学前教育の方向性について

安堵町内で唯一の幼稚園「大道幼稚園」が数年後の閉園に向けた準備を進めていくことが決定された。現在、関係課等で今後の就学前教育・保育のあり方について検討し、幼保連携型の認定子ども園への移行を考えている。町として、新体制確立への取り組みを適切に図りたい。

視察研修事前勉強会

総務産業建設常任委員会の提案を受け、「大阪府花園多目的遊水地」の視察が決定し、9月15日の本会議終了後、議員全員で事前勉強会を開催した。

浅野 勉 議員



Q. 町立小中学校における次期学習指導要領の全面実施について

A. 本年度は、新学習指導要領の周知徹底の時期ととらえ全教職員が研修を深めているところです。

一般質問 (要旨)

「社会に開かれた教育課程」が効果的に運用されていくことにより、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことが期待されます。

また、各学校が地域社会と連携・協働しながら教育課程を編成し、実施・評価し、改善していくこと(カリキュ

次期学習指導要領の全面実施時期が、公立小学校では平成32年度から、公立中学校では平成33年度からに決定され、今年度29年度は、改定内容について、周知・徹底の時期であると捉えることができます。

安堵町教育委員会として、本町の特徴ある教育の展開のために、次期学習指導要領を①どのようなとらえているのか、また、②全面実施に向けて今後どのように準備を進めていくのかを具体的に説明をお願いします。

「地域社会と共有し、連携する「地域社会に開かれた教育課程」という」内容にも触れられましたが、これは、教育課程を介して地域社会とつながる学校づくり、また、学校を「核」とした地域の創生にもつながっています。

ラム・マネジメント)が重視されており、教育活動の質を更に向上させて、学習効果の最大化を図ることが期待されています。

さらに我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を推進することも求められます。

小学校では、5年生・6年生で新たに外国語が教科として追加されます。これは、標準授業時間数の増加となりますので、新教育課程の編成が大きな課題になります。

また、小学校の教職員は、今後、外国語科を授業で教え、評価していく必要があり、多種の研修会に積極的に参加し力量を高める努力をしています。

具体的には、一つの例として帯時間の利用があります。例えば週3回15分ずつの授業を合わせて1限45分の授業とする方法が考えられます。ほかに、水曜日も6時間授業にしていることなどが考えられます。

安堵町立小中学校において「社会に開かれた教育課程」の実現をどのように展開されますか。

現在、安堵町立学校は、多くの地域住民に支えていただいています。

登下校の見守り活動、読書・読み聞かせ活動、パソコン指導支援活動、体験活動、環境整備、多種のボランティア活動等があります。

また、郷土学習や地域行事への参加を通じて、地域の方々とのふれあいがあります。地域社会が子どもたちの成長を支え、それが安堵町の地域創生にもつながっていると考えています。

先程の答弁で「授業時間数の増加が課題である」と答えられましたが、現時点での対応策について、伺います。

新学習指導要領は、「開かれた学校」と「家庭教育・学校教育・社会教育の連携」をさらに目指しています。

生涯学習の基礎を培う学校教育の推進のため、全面実施に向けて十分な準備を進めていただくことを願っています。本日の質問を終わります。

浅野 学校現場の限られた授業時間数でのカリキュラム編成が求められています。

従来の「総合的な学習の時間」を帯の時間にして、今回教科になった外国語科の時間を1単位時間として授業時間に組み込むという方法も考えられます。学校現場で慎重に議論を重ねていただきたいと思います。

今回の新学習指導要領は、「学びの地図」として「子どもたちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像をわかりやすく見渡せる」ことが期待されます。

学校とは、「わからなかったことが、わかるようになる」ところ、「できなかつたことが、できるようになる」ところ」です。

田中幹男 議員



Q. 介護保険滞納者のペナルティーについて

A. 本町では、現時点で給付制限等となった方はおられません。

問 介護保険は相次ぐ値上げの中、高い保険料が払えず滞納する人が増えていきます。その滞納者に対するペナルティー(罰則)を科しています。その結果、必要な介護を受けられない人も出ています。安堵町の実態と考え方についてお伺いしたいと思います。

答 **健康福祉課長** 介護保険料を一年以上滞納された場合は費用の全額を一旦利用者に負担していただく償還払いとなり、滞納が2年以上の場合、一定期間3割の自己負担となります。

安堵町の現状については、滞納者の実情に応じ支払方法を相談させていただいています。現時点では、給付制限となった方あるいは自己負担3割の方はおられません。今後必要な介護保険を受けられるよう、保険料給付相談を行うとともに介護保険の周知に努めてまいりますのでご理解とご協力をよろしくお願いします。

問 今回罰則規定が3段階に分かれています。一年以上滞納した人。1年6か月以上滞納した人。2年以上滞納した人。それぞれ罰則規定があります。今答弁の中で最悪の2年以上滞納した人の3割負担がないと

いうことですが、給付相談をしながら対応されているということですので大変結構なことだと思います。それから考え方についてお伺いしたいと思います。何で介護保険に罰則規定があるのでしょうか。そもそもこれは私はおかしいと思うんです。例えば国民健康保険なんかは滞納しても罰則規定はありません。5年を超えた時効分の滞納を払えという制度はないんです。介護保険というのは当然社会保険ですから金のない人が払えないということも出てくるんです。だから国や県の負担があるという話だと思えます。

答 議員の仰るとおり罰則規定があるということについてお考えはよく理解させていただきました。ただ介護保険料は納めていただくというのが財源の基になっています。国、県そして40歳以上の方に保険料として納めていただいていた保険料が基になっていきますので、やはり納めていただけて

いただく給付であると理解しています。

田中 この介護保険が始まったのは平成12年で17年が経過しています。その時の全国平均保険料は2千911円だったのが現在5千514円で1.9倍になっています。安堵町はそれより高い5千700円という保険料です。そもそも高いのだと思います。特に低所得者の保険料は、役場の窓口へ直接納める普通徴収となっていますが、月1万5千円、年間18万円、こんな数字で払えということ自体が無理だと思えます。確かに保険料を払っていただかないと運営ができませんという仕組みにある訳ですけれども、だからこそ国や県で対応されているんだと思います。是非そういう立場に立って今後とも介護保険の行政を進めていただきたいと要望します。



【その他の質問】
「来年度からの国民健康保険について」

議会のこぼれ

- 8月2日 総務産業建設常任委員会
- 第3回9月定例会関連
- 8月25日 議案事前説明会
- 8月29日 議会運営委員会
- 9月4日 議員打合せ会
- 9月4日 本会議(開会日)
- 9月5日 本会議(一般質問日)
- 9月6日 一般会計決算審査
- 9月7日 特別委員会
- 9月7日 特別会計等決算審査 特別委員会
- 9月8日 総務産業建設常任委員会
- 9月11日 文教厚生常任委員会
- 9月13日 議会運営委員会
- 9月13日 議会広報編集部会
- 9月15日 議員打合せ会
- 9月15日 本会議(閉会日)

次回の定例会(予定)

- 第4回12月定例会関連
- 11月24日 議案事前説明会
- 11月28日 議会運営委員会
- 12月4日 本会議(開会日)
- 12月5日 本会議(一般質問日)
- 12月6日 総務産業建設常任委員会
- 12月7日 文教厚生常任委員会
- 12月12日 議会運営委員会
- 12月15日 本会議(閉会日)

